

# ふるさと留学制度質疑応答集

令和4年1月6日

那賀町教育委員会

## ◇共通事項

### Q 補助金の月額4万円の根拠は何ですか？

A 子ども1人にかかるひと月あたりの生活費は8万円程度とされており、その半額については保護者で負担していただきたいと考えております。

### Q 町内で生まれ町内の学校に通っている者からすれば、不公平感が生じるのではないかと？

A 深刻化する少子化に対応するため、町外からの移住者、特に小中学校に就学する子どもの増加を目指す取組みを推進していきたいと考えております。

現状のまま何も対策をしなければ、近い将来において学校の統廃合を進めざるを得なくなると考えておりますが、統廃合することにより地域に活気が無くなるなど学校があった地域にとりましてもデメリットは大きいし、何をにおいても残された子どもに負担がかかってくるのが大きな問題であると考えております。

また、合併以前より実施している山村留学制度での留学生1人に要する補助額(158万円)を考えれば、新たな留学制度では3名を受け入れることが出来るので、ご理解をお願いしたいと思います。

### Q 子ども達や保護者に対する支援策はどういったものがありますか？

A 教育委員会では、教育振興補助事業によりふるさと学習・宿泊体験・特色ある学校づくり事業などの体験交流事業に対する補助や基礎学力向上のための漢検・英検受験料に対する補助、準教科書購入事業、PTA活動に対する補助のほかに海外語学研修やリーダーズ研修に要する補助など様々な保護者負担軽減策を実施しており、年額にして約11,000千円と多額な経費を支出し学校教育の振興を図っております。

### Q 町からの補助金は、所得税法上の扱いはどうなりますか？

A 町独自の留学制度による生活費補助であるため、所得税法による雑所得に該当することになります。ただし、サラリーマンの方は、年間の受取額が20万円以下であれば確定申告は不要となります。

### Q 子どもが不登校となった場合は、補助の扱いはどうなりますか？

A お子様の不登校となられましても、町立学校に在籍している間は補助の対象となります。不登校となられた場合は、スクールカウンセラーによる対面指導など学校全体でサポート体制をとりまして一日でも早く登校できるよう支援させていただきます。

### Q 月の途中で就学した場合の補助金は？

A 月の途中で就学した場合は、学期始めの属する月(4月・8月・1月)に就学された場合を除き、就学された日の属する月の翌月から補助の対象となります。

### Q 月の途中で町外の学校に転学した場合の補助金は？

A 月の途中で町外の学校に転学した場合は、各学期末の属する月(7月・12月・3月)に転学された場合を除き補助の対象となりません。

## ◇ふる里回帰留学制度

<b>Q 『ふる里』の定義はありますか？</b>
--------------------------

A この制度上では、生まれ育ったところのほか、過去に一度でも町内に住まわれたことがある場合を『ふる里』としております。
---

<b>Q 回帰留学制度の補助の要件はありますか？</b>
------------------------------

A お子様は町内の小学校または中学校に区域外就学された場合に対象となります。ただし、継続して6ヶ月以上お子様を預けることが条件となります。
---

<b>Q 子どもの転入手続きは必要ですか？</b>
---------------------------

A 一時的にお子様をご親戚へ預けられることとなりますので、転入手続きを求めるものではありません。
--

<b>Q 6ヶ月以上預ける予定であったが、都合により6ヶ月を満たすことなく子どもを帰すことになった。その場合の補助金はどうなりますか？</b>
---

A 補助金の支給は、学期末ごとになります。 6ヶ月未満で町外の学校に転学された場合は、既に支払った補助金があれば返還していただくことになります。
---

<b>Q コロナウイルス感染症の拡大により、子どもだけ町内の実家に預け、町内の学校に通わせたいが補助の対象になりますか？</b>
--

A 祖父母のほかご両親のいずれかの方の3親等以内の親族に預けることが条件となっておりますので、設問の場合はご実家に6ヶ月以上預けることで当然補助の対象となります。
---

<b>Q 補助金は、保護者に支給されることになっているが、預け先の親戚に支給できませんか？</b>
---

A 基本的には、お子様の保護責任は、ご両親にあると考えております。ご両親から預け先のご親戚の方に補助金受取の権利を譲渡していただければ可能と考えております。ただし、この場合においては、補助金を受け取られた方に所得税法の確定申告義務が生じてまいりますのでご注意ください。
--

## ◇ふる里創り留学制度(I・Uターン)

### Q 移住先はありますか？

A まち・ひと・しごと戦略課内に移住定住支援員を配置しておりますのでご相談ください。

### Q 町外に居住しているが、住民票を那賀町に置いている場合は補助の対象となりますか？

A 町内に家族で移住し、お子様が町内の学校に就学した場合に補助の対象となります。

### Q 諸事情により町外に転出し、町外の学校に子どもを就学させているが、この機会に帰ってきたい。その場合は補助の対象となりますか？

A 1年以上町内に住民登録し居住していただければ、お子様が中学校を卒業されるまでは補助の対象となります。移住後9年たらずに再度転出された場合は、お子様が町内の小中学校に就学されていた期間において補助の対象となります。

### Q 移住時に未就学児であった子が、翌年度に小学校に入学することになるが補助の対象となりますか？

A 補助金の支給期間は、移住された時から9年間かつ、お子様が町立学校に就学されているまでの期間としております。

お子様の年齢によっては中学校卒業をまたず、途中で補助金支給が打ち切られることもあります。なお、1年以上定住されることが条件となっております。

### Q 移住時には子どもがいなかったが、その後出産し、子どもが入学すれば補助の対象となりますか？

A 移住されてから9年間は補助対象期間となりますので、9年以内にお子様が小学校に就学されれば補助対象期間について補助の対象となります。

### Q 仕事で那賀町に転勤してきたが、家族留学制度の補助対象となりますか？

A 1年以上那賀町内に居住し、お子様を町内の学校に就学していただければ、就学期間中若しくは移住後9年間は補助の対象となります。

### Q 移住先から学校までの通学距離が長い場合は、スクールバスに乗車することはできますか？

A 学校からご自宅までの距離が2km以上でスクールバスの路線であれば、スクールバスのご利用は可能です。また、2km以内であっても小学校低学年で交通安全上不安がある場合は、乗車することも出来ますので教育委員会までご相談ください。

スクールバスの路線となっていないところがありますので、その場合は保護者による送迎が必要な場合がございますが、その場合の費用弁償もございますのでご相談いただければと思います。

## ◇ふる里山村留学制度

<b>Q コロナ禍でも子どもを預けることは出来ますか？</b>
---------------------------------

A 山村留学は、地域の方が管理人となって、留学生のお世話を行ったり、地域とのふれあいを中心とした活動を行っていることから、現在のように新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況においては、受け入れを行うことは困難であると考えております。
--

<b>Q 友人の家に子どもを預けたいが補助の対象となりますか？</b>
-------------------------------------

A 山村留学は、山村留学センターである「遊結館」にお子様を預けていただくことが条件となっておりますので、設問の場合は、補助の対象とはなりません。
--

<b>Q 山村留学の補助対象となる期間は？</b>
---------------------------

A 山村留学制度の場合は、少なくとも一つの学期以上は留学していただくことが補助の条件となります。
--